

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成26年1月30日(2014.1.30)

【公開番号】特開2013-52865(P2013-52865A)

【公開日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2012-194203(P2012-194203)

【国際特許分類】

B 6 2 B 7/08 (2006.01)

【F I】

B 6 2 B 7/08

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月9日(2013.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

折り畳み式子供乗せ装置であって、

第1の脚部フレーム及び第2の脚部フレームと、

前記第1の脚部フレーム及び前記第2の脚部フレームに組み付けられたシートフレームであって、前記第1の脚部フレームに枢動可能に連結された第1のシートフレーム部及び前記第2の脚部フレームに枢動可能に連結された第2のシートフレーム部を含み、当該第1のシートフレーム部及び当該第2のシートフレーム部はさらに相互に枢動可能に連結されて、当該第1のシートフレーム部に対する当該第2のシートフレーム部を広げた状態と折り畳んだ状態との間で相互に回転可能なシートフレームと、

前記第1及び第2のシートフレーム部を前記広げた状態に保持するべく当該第1のシートフレーム部に対する当該第2のシートフレーム部の回転を禁止する第1の位置と、当該折り畳み式子供乗せ装置の折り畳みを可能とするべく前記第1のシートフレーム部に対する前記第2のシートフレーム部の前記折り畳んだ状態へ向けての回転を許可する第2の位置との間で可動的である障害部と、

を含む折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項2】

前記第1及び第2のシートフレーム部は、前記広げた状態で、前記第1及び第2の脚部フレームを相互に分離するように保持し、

前記第1及び第2のシートフレーム部は、前記広げた状態から前記折り畳んだ状態へ向けて変位すると、当該変位に連動して前記第1及び第2の脚部フレームが折り畳まれることを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項3】

前記障害部は、前記第1及び第2の脚部フレームの間に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項4】

前記第1及び第2のシートフレーム部に連結するとともに、当該第2のシートフレーム部に枢動可能に連結されたジョイントハウジングをさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項5】

前記ジョイントハウジングには、前記第1の位置にある前記障害部が通り抜ける開口部が側壁に設けられていることを特徴とする請求項4に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項6】

前記第2の位置にある前記障害部は、前記第1のシートフレーム部に対する前記第2のシートフレーム部の回転の通路から変位することを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項7】

前記障害部は、前記第2のシートフレーム部の周りに枢動可能に組み立てられることを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項8】

前記第1のシートフレーム部に取り付けられたシートをさらに含み、前記シートの下面は、前記障害部が組み立てられるとともに、それによって前記障害部が当該折り畳み式子供乗せ装置に対して横方向に動くことができるプラケットを有することを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項9】

前記プラケットに枢動可能に連結される回転アームと、

前記障害部を前記第1の位置から前記第2の位置へ動かすように機能する解放作動装置と、をさらに含み、

前記回転アームは、前記解放作動装置に連結され、前記プラケットは、前記回転アーム及び前記障害部に連結する連結シャフトが可動的に通過する細長いスロットを有することを特徴とする請求項8に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項10】

前記障害部を前記第1の位置から前記第2の位置へ動かすように機能する解放作動装置と、

前記第1のシートフレーム部が取り付けられたシートと、

相互に枢動可能に連結されるとともに前記シートの下面に配置されたプラケット及び回転アームと、をさらに含み、

前記回転アームは、前記解放作動装置に連結され、前記プラケットは、前記回転アーム及び前記障害部にそれぞれ連結する連結シャフトが通過可能に配置された細長いスロットを有することを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項11】

前記プラケットに組み立てられ、前記障害部の前記第1の位置から前記第2の位置への移動を妨げる障害物が形成されるロック位置と、前記形成された障害物が、前記第1の位置から前記第2の位置への前記障害部の移動の通路から取り除かれるロック解除位置との間で動くことができる拘束部をさらに含むことを特徴とする請求項8に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項12】

前記拘束部は、前記ロック解除状態では、前記第1の位置から前記第2の位置への前記障害部の移動の通路と実質的に位置合わせられた開口部を有することを特徴とする請求項11に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項13】

前記障害部を前記第1の位置から前記第2の位置へ動かすように機能する第1の解放作動装置と、

前記拘束部に組み立てられ、前記拘束部を前記ロック位置と前記ロック解除位置との間で動かすように機能する第2の解放作動装置と、をさらに含むことを特徴とする請求項11に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項14】

前記拘束部は、スリープ部を有し、前記第2の解放作動装置は、当該スリープ部に枢動可能に組み立てられた結合部及び前記シートに接触するカム面を有し、前記第2の解放作動装置は、旋回軸の周りを前記シートに対して回転するようになっており、前記第2の解

放作動装置及び前記拘束部は、前記スリープ部及び前記連結部で組み立てられた連結シャフトを介して前記旋回軸に沿った移動において互いにリンクしていることを特徴とする請求項1_3に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項1_5】

前記第2の脚部フレームは、前記第2の解放作動装置を回転させ、当該折り畳み式子供乗せ装置を折り畳む際に前記拘束部の前記ロック位置から回復させることを特徴とする請求項1_3に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項1_6】

前記第2の解放作動装置は、前記シートに対する横方向への動きのために前記シートに取り付けられ、前記第2の解放作動装置は、前記拘束部に取り付けられた連結シャフトが可動的に組み立てられるスロットを有するので、前記第2の解放作動装置の前記シートに対する横方向の動きが前記ロック位置と前記ロック解除位置との間の前記拘束部の移動を駆動することを特徴とする請求項1_3に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項1_7】

前記拘束部は、取付け部を有し、前記第1の解放作動装置は、当該取付け部とかみ合って前記拘束部を前記ロック解除位置に保持するようになっているノブを有することを特徴とする請求項1_6に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項1_8】

前記第1のシートフレーム部に取り付けられたシートと、
前記障害部を前記第1の位置から前記第2の位置へ動かすように機能する解放作動装置と、をさらに含み、

前記解放作動装置は、前記シートの幅に渡って延びる帯紐によって形成されることを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項1_9】

前記シート及び前記解放作動装置を少なくとも部分的に包む纖維材料から作られ、操作のために前記解放作動装置に接触可能である開口部を有するカバーをさらに含むことを特徴とする請求項1_8に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項2_0】

ハンドルと、横断部及び、前記第2の脚部フレームや前記ハンドルにそれぞれ枢動可能に連結され前記第1の脚部フレームが取り付けられた側面セグメントを有する肘掛け部とをさらに含むベビーカー装置として実施されることを特徴とする請求項1に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項2_1】

第1のロッドセグメント、第2のロッドセグメント、L字型連結部からなるリンク構造をさらに含み、前記第1のロッドセグメントは、前記ハンドル及び前記第2のロッドセグメントに枢動可能に連結され、前記第2のロッドセグメントは、前記第2のシートフレーム部及び前記第2の脚部フレームに枢動可能に連結され、前記L字型連結部は、前記第2のシートフレーム部及び前記第1のロッドセグメントに枢動可能に連結されることを特徴とする請求項2_0に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項2_2】

ロッドセグメント及び三角形のリンクプレートからなるリンク構造をさらに含み、前記ロッドセグメントは、前記ハンドルに枢動可能に連結され、前記リンクプレートは、前記第2のシートフレーム部に取り付けられるとともに前記ロッドセグメント及び前記第2の脚部フレームに枢動可能に連結されることを特徴とする請求項2_0に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項2_3】

ハンドルと、
第1の回転軸をなす第1の連結シャフトの周りに前記第2の脚部フレームが枢動可能に連結されるとともに、第2の回転軸をなし且つ当該第1の連結シャフトの上側に位置する第2の連結シャフトの周りに前記ハンドルが枢動可能に連結された側面セグメントと、を

さらに含むベビーカー装置として実施されることを特徴とする請求項 1 に記載の折り畳み式子供乗せ装置。

【請求項 2 4】

前記シートフレームの幅に亘って延在するとともに、前記障害部を前記第 1 の位置から前記第 2 の位置へ動かすように機能する解放作動装置をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の折り畳み式子供乗せ装置。